

## 令和8年度の主な新規・変更事業について

### 1.障害者グループホーム補助金の見直し

#### 事業内容(予定)

##### ①施設整備費補助の拡充

スプリンクラー等の消防設備費用を補助対象経費に追加し、新規開設時補助を最大 5,100 千円に拡充します。また、既存グループホーム入居者の重度化対応にかかる建物改修費用等を補助対象経費に追加します。

##### ②施設借上費補助の見直し

障害者グループホーム運営法人に対する施設借上費補助金について、令和8年以降、毎年入居者1人当たり 1,000 円/月ずつ減額を行います。

### 2.介護・福祉人材確保を目的とした補助の実施

#### 事業内容(予定)

##### ①介護職員初任者研修資格取得補助金の創設

介護職員初任者研修を受講・修了し、市内事業所に就労したかたを対象に、研修受講費用相当額(最大7万円)を補助金として支給します。

##### ②就職支援補助金の創設

上記①の支給対象者のうち、市内事業所にて延べ320時間以上就労したかたを対象に、就職応援金として一律15万円を支給します。

### 3.移動支援事業の見直し

#### 事業内容(予定)

##### ①区分判定基準の緩和

移動支援の利用決定時に判定を行う、「身体介護を伴う(Ⅰ類)」・「身体介護を伴わない(Ⅱ類)」の報酬上の区分判定基準について、行動障害があるかたの判定基準を近隣市並となるよう緩和します。

※基準表の項目は、障害支援区分の認定調査項目に基づきます。

現行	令和8年4月～
I類:基準表のうち次のいずれかに該当するかた	I類:基準表のうち次のいずれかに該当するかた
1 「日常生活等」において、2項目以上が1群(全介助)であるかた	1 「日常生活等」において、2項目以上が1群(全介助)であるかた
2 「日常生活等」において、2項目以上(排尿又は排便のいずれかを含むこと)が1群(全介助)又は2群(一部介助)に該当し、かつ「行動障害」において、7項目以上が1群(ほぼ毎日等)であるかた	2 「行動障害」において、1項目以上が「ほぼ毎日」であるかた

## ②学校学童送迎の対象拡充

市立小中学校の在籍者について、学校学童送迎を利用できる要件を、「保護者等が傷病、出産で介助できない場合」に限らず、「保護者等の状況(疾病、就労等)」を理由とした場合にも拡充し、現状の支援学校と同様の取り扱いとします。

## 4.手話言語条例・障害者情報コミュニケーション促進条例関連事業

### 事業内容(予定)

#### ① 手話言語理解促進授業の実施

外部講師により、手話の魅力を経験し、多様なコミュニケーション手段や相互理解の大切さを学ぶ授業を実施します。

対象:実施を希望する 市内小中学校(3校予定)の児童生徒

#### ② 手話リンクの導入

市ホームページ上の「手話リンク」の専用ボタンをクリックすると、電話リレーサービスの専用サイトに接続し、手話通訳オペレーターを介して、市役所の窓口と電話で会話ができます。

対象:手話で電話を利用する聴覚障害者等(個人の登録は不要。通話料を市が負担。)

#### ◆手話リンクのイメージ(日本財団電話リレーサービスホームページより)



## 5.障害者の雇用助成事業における援助者助成の基準額改定

### 事業内容(予定)

(一財)箕面市障害者事業団を通じ、一般就労が困難な職業的重度障害者の就労の場である社会的雇用事業所(3か所)に補助金(障害者助成金、援助者助成金、作業設備等助成金)を交付します。

昨今の人件費の上昇のなか、人材確保を図るため、現行制度開始当初(平成9年度)から用いている援助者助成金の単価を、国の賃金構造基本統計調査結果を踏まえ、以下のとおり改定します。

R7年度まで: 月 150,000 円×3/4を助成 R8年度から: 月 283,500 円×3/4を助成

※いずれの事業も正式な事業実施については令和8年3月議会での議決が前提となることにご留意ください。

※各事業の詳細や申請方法などが決まり次第、改めて対象者への周知を行う予定です。